

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

平成 27 年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付けをもって主務大臣より認可された独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画を達成するため、同法第 31 条の定めるところにより、次のとおり、平成 27 年度計画を定める。

平成 27 年 3 月 20 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 小川 康恭

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置

1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。

労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。

イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。

また、関係機関から提供された労働災害事例や業務上疾病事例等の調査研究への活用を図る。

ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等との交流会等を開催し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。

産業医科大学との研究交流会を開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。

2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。

また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。

さらに、過労死等防止対策推進法（平成 26 年 6 月 27 日公布、同年 11 月 1 日施行。）の制定を踏まえ、平成 26 年 11 月 1 日に設置した過労死等調査研究センターにおいて過労死等の調査研究を実施する。

(1) プロジェクト研究

中期計画に示したプロジェクト研究課題のうち 8 課題（別紙 1）を、研究目的、実施事項、到達

目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。

(2) 基盤的研究

研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究等 44 課題(別紙 2)を実施する。

(3) 行政要請研究

厚生労働省からの要請に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、第 12 次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。

3 研究評価の実施

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定)に基づき改正された「研究評価規程」により厳正に実施する。

なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。

(1) 内部研究評価の実施

研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。

研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。

平成 23 年度から試行的に実施してきた追跡評価の結果を踏まえ、平成 26 年度に検討を行った追跡評価方法により追跡評価を実施する。

(2) 外部研究評価の実施

ア 外部評価の実施

労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を開催し、プロジェクト研究等を対象について評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定、内部評価等の研究管理に反映させる。

イ 外部評価の結果の公表

外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日から 3 か月以内に研究所のホームページに公表する。

4 成果の積極的な普及・活用

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。

(2) 原著論文、学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報

告、行政に提出する災害調査等報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。研究員一人あたりの目標は、講演、口頭発表等については4回、論文発表等については2報とする。

(3) インターネット等による研究成果情報の発信

ア 研究成果の公開

研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。

「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及び J-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。

また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。

イ 年報、メールマガジン等の発行

平成26年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン(毎月1回)等を発行し、研究所の各種行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。

平成26年度に終了した以下のプロジェクト研究等について、「特別研究報告(SRR)」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。

- ・貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究
- ・労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との関連及び対策に関する研究
- ・金属酸化粒子の健康影響に関する研究

ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿

事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

(4) 講演会等の開催

ア 安全衛生技術講演会を、第3四半期までに国内2都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。

イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

(5) 知的財産の活用促進

研究成果のうち特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、特許権等の出願・維持費用、将来の収益見込み等を勘案しつつ、その取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないもの(権利放棄の予定のあるものを除く。)については、開放特許情報データベースへの登録、研究所のホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。

5 労働災害の原因の調査等の実施

(1) 労働災害の原因調査等の実施

行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。

労働災害の原因調査等の結果等を今後の研究に反映させることなどにより、災害調査の高度化に努める。

(2) 原因調査結果等の報告

原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。

(3) 鑑定・照会等への積極的な対応

労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。

(4) 調査内容の公表

調査実施後、一定の期間が経過し、同種災害の防止に資する観点から公表することが適当と判断される調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページ等で公表に努める。

6 化学物質等の有害性調査の実施

化学物質の有害性調査の実施体制のあり方については、厚生労働省における検討結果を踏まえ対応する。

7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

(1) 労働安全衛生分野の研究の振興

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。

ア 国内外の技術・制度等に関する調査

関係機関とも連携しつつ、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する情報収集及び調査・研究を行い、関係機関に提供する。

イ 労働安全衛生重点研究推進協議会

引き続き、労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された今後10年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及啓発に努める。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的としたワークショップ等を開催する。

ウ 最先端研究情報の収集

効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換、セミナー・ワークショップの開催、参加等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、研究所のホームページに関連情報を公表する。

エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布

最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。

「Industrial Health」誌については、インパクトファクターが0.8以上となるよう、引き続き

き掲載論文の充実に努める。

(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

ア 連携大学院制度等の推進

諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力をを行い学术交流を進める。

イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣

研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。

ウ 若手研究者等の受入れ

国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。

エ 労働安全衛生機関の支援

国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。

オ 在外研究員派遣制度による研究員の派遣

研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度を整備し、研究員を派遣する。

(3) 研究協力の促進

ア 研究協力協定等

平成 26 年度にとりまとめた国際的な研究協力のあり方に基づき、欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究、人的交流等を進める。

イ 研究交流会等

フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、研究所研究員との交流会を開催し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。

また、産業医科大学との研究交流会を開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。

ウ 共同研究

共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。また、20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。

エ 世界保健機関(WHO)労働衛生協力センター

世界保健機関(WHO)から指定を受けた労働衛生協力センターとしてワークプラン(2012-2017)を推進する。

第 2 業務運営の効率化に関する措置

1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立

業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、改正した業務方法書に基づき理事長のリーダーシップの下に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。また、労働者健康福祉機構との統合に向け、一層の効果的・効率的な業務運営を図る。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し

本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。

プロジェクトチームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を

的確かつ効率的に遂行する。

イ 調査研究管理の一元化

清瀬、登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。

ウ 人材の登用

人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究員の能力開発及び研究環境の整備に努める。

エ 業務・システムの効率化等

調査研究業務に係る文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進する。また、テレビ会議の活用を引き続き進める。

オ 監事との連携

各種所内会議の場等での監事の助言等を業務改善に結びつけて行く。

(2) 内部進行管理の充実

ア 効率的な研究業務の推進

調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。

イ 研究員の業績評価

管理業務に係る業績評価基準の円滑な運用を図る等により、研究員の業績を一層適切かつ総合的に評価する。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

ア 経費の節減

省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の節減を図る。

イ 業務運営の徹底した効率化

中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。

ウ 役職員の給与の見直し

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。

エ 計画的な職員の採用

中期計画に基づき、総人件費抑制を踏まえつつ、計画的な職員採用の実施に努める。

オ 公共調達適正化

契約の締結に当たって、透明性、競争性等の確保に努めるとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。

カ 保有資産

施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討し、改善を図る。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必要な措置を講ずる。

また、特許権については、特許権の維持費用、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるとともに、企業との共同開発による共有特許の推進等を通じて特許収入の増加を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 運営費交付金以外の収入の確保

(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得

競争的研究資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。

公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。

(2) 自己収入の確保

ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。

2 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算については、別紙3のとおり。

(2) 収支計画については、別紙4のとおり。

(3) 資金計画については、別紙5のとおり。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 290 百万円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償費の支払い等、偶発的な出費に対応するため。

第5 剰余金の使途

1 研究用機器等を充実させるための整備

2 広報や研究成果発表等の充実

3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加

4 職場環境の快適さを向上させるための整備

第6 その他業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

ア 中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。採用に当たっては、公募による3年間の任期付き採用を原則とす

る。

3年間の任期が満了する任期付き研究員のうち研究所で引き続きの勤務を希望するものを対象として、任期を付さない研究員として採用審査を行う。

イ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。

また、平成24年度中に策定した一般事業主行動計画に取り組み、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努める。

(2) 人員の指標

当年度初の常勤職員数 102名

当年度末の常勤職員数の見込み 102名

(3) 人件費総額の見込み

当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付き研究員の人件費総額見込みとの合計額は、935百万円である(受託業務等の獲得状況により増減があり得る。)

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額には含まれない。

2 施設・設備に関する計画

恒温恒湿実験室改修、被験者実験室改修、病理実験室改修、照明改修を実施する。

3 公正で的確な業務の運営

(1) 関係法令の遵守等

ア 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。

イ 競争的資金に係る内部監査を実施する等の公的研究費の不正使用防止対策を的確に推進する。また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、適正な管理を実施する。

ウ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。

エ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の各種規則の遵守状況の把握に努める。

(2) セキュリティの確保

情報セキュリティポリシー及び同管理規程に基づく情報セキュリティ対策基準の充実を図るとともに、情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、同対策を適切に推進する。

特に、改正した保有個人情報管理規程に基づき、個人情報保護の確保を図る。

(参考)

施設整備の内容	措置年度
恒温恒湿実験室改修	H27 措置予定
被験者実験室改修	H27 措置予定
病理実験室改修	H27 措置予定
照明改修	H27 措置予定

<プロジェクト研究>

1 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

- (1) ナノマテリアル等の高機能化工業材料を使用する作業環境中粒子状物質の捕集・分析方法の研究
- (2) 労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究

2 産業現場における危険・有害性に関する研究

- (1) 建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究
- (2) 墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究
- (3) 電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究

3 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

- (1) 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究
- (2) 介護職場における総合的な労働安全衛生研究(学際的研究)
- (3) 労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及(学際的研究)

< 基盤的研究 >

1 安全研究領域

- (1) CF ペンダントロープの経年損傷評価
- (2) クレーン用ワイヤロープの疲労特性に影響する諸因子の検討
- (3) 高温腐食環境下における非石綿ガスケットの密封特性評価
- (4) トンネル建設工事における労働災害の各種発生要因および安全対策に関する検討
- (5) 工事斜面の簡易な崩壊監視計測に関する実証的研究
- (6) タワークレーンのマストの耐力に関する研究
- (7) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に係る実態把握及びハード対策に関する検討
- (8) 建築物の解体工事における労働災害の調査・分析と技術的課題の検討
- (9) 爆発火災災害データベースの事故情報の高度化および要因の分析
- (10) ガス溶断器具の適正な使用と管理に関する研究
- (11) 重合性物質の反応における副反応, 残留物, 不純物の影響に関する研究
- (12) 火炎抑止装置に適用する要素技術に関する研究
- (13) 主要各国における産業災害情報のインターネット配信の比較と検討
- (14) 帯電防止バグフィルタの性能評価法に関する研究
- (15) 機械安全及び電気安全の社会基盤整備に関する研究
- (16) 労働者死傷病報告データの年齢に着目した統計的分析 -住宅建築工事業・真空機器製造業等の実態把握-

2 健康研究領域

- (1) 明暗シフトが引き起こす精巣機能障害 -解析及びその防御法の探索-
- (2) 職業性磁界ばく露の有害性評価とばく露防止に関する研究
- (3) 校正印刷過程で使用される洗浄剤含有物質による生体影響と活性代謝物の解明
- (4) ベリリウム化合物粒子の吸入ばく露による毒性に関する研究
- (5) 生殖毒性が懸念される化学物質の影響評価に関する研究
- (6) 動物を用いた低用量の有機溶剤の臭気による神経行動学的解析研究
- (7) 職場環境における金属が及ぼす生殖機能を中心とした健康影響に関する研究
- (8) 作業環境における生物的因子の有害性に関する研究
- (9) JNIOOSH-OPAQ の開発とその妥当性・信頼性の検討
- (10) 医療現場における抗がん剤等の取扱いに伴う健康障害防止のための労働安全衛生対策
- (11) 職場環境因子による生殖影響評価法に関する研究

3 環境研究領域

- (1) 受動喫煙防止に関する工学的研究
- (2) カーボンナノチューブの環境測定の実用化
- (3) 低濃度有機溶剤測定法の検討
- (4) 拡散捕集管の性能に関する研究
- (5) 作業環境測定のための芳香族アミンの高感度分析法の開発
- (6) 溶解に伴うアスベスト繊維の特徴の変化に関する研究
- (7) 透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発
- (8) 作業環境測定用捕集管におけるシリカゲル捕集剤に関する研究
- (9) 画像解析による石綿位相差顕微鏡法の改善
- (10) 連続落下法による各種粉体のダスティネス試験
- (11) 職場の熱中症予防に有効な暑熱負担軽減手法の開発と現場への応用
- (12) 職業性有害光線ばく露の評価と管理に関する研究
- (13) 暑熱作業負荷における運動調節機能及び自律性反応の評価に関する研究
- (14) 実工具振動に対する防振手袋の振動軽減効果の予測手法の確立
- (15) 騒音中の低周波成分が不快感に及ぼす影響に関する研究
- (16) フォークリフト前方視認補助装置に関する研究
- (17) 墜落・転落災害防止に向けた脚立上での安全な作業領域の導出

中期計画（平成27年度）の予算

(単位：百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
収 入				
運営費交付金	138	1,869	0	2,007
施設整備費補助金	0	89	0	89
受託収入	0	0	24	24
その他収入	0	0	20	20
計	139	1,958	44	2,141
支 出				
人件費	95	1,053	0	1,148
一般管理費	27	179	20	225
業務経費	18	637	0	655
施設費	0	89	0	89
受託経費	0	0	24	24
計	139	1,958	44	2,141

(注) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、935百万円である。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。

収支計画 (平成27年度)

(単位：百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
費用の部				
経常費用	139	1,841	44	2,024
人件費	95	1,053	0	1,148
一般管理費	27	179	20	225
業務経費	13	295	0	309
受託経費	0	0	24	24
減価償却費	4	314	0	318
その他の費用	0	0	0	0
収益の部	139	1,841	44	2,024
運営費交付金収益	134	1,527	0	1,661
受託収入	0	0	24	24
その他収入	0	0	20	20
資産見返運営費交付金戻入	4	314	0	318
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

(注) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画(平成27年度)

(単位：百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
資金支出	139	1,958	44	2,141
業務活動による支出	135	1,527	44	1,706
投資活動による支出	4	431	0	435
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	139	1,958	44	2,141
業務活動による収入	139	1,869	44	2,052
運営費交付金による収入	138	1,869	0	2,007
受託収入	0	0	24	24
その他の収入	0	0	20	20
投資活動による収入	0	89	0	89
施設整備費補助金による収入	0	89	0	89
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0

(注) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。